参考資料

「官民物流標準化懇談会」開催要領

令 和 3 年 6 月 17 日
令和８年 11 月５日一部改正

（名称）

第１条　本懇談会は、「官民物流標準化懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第２条　物流生産性ならびに付加価値向上の原点ともなる物流標準化を実現するため、個社や業界、官民の垣根を越え、長期的視点でその課題や推進方策を議論・検討し、そこから具体的な規格等各論での合意形成を導き出し、関係者の標準化に向けた具体的な取り組みを促すことを目的とする。

（構成）

第３条　懇談会には座長を１名置く。

２ 懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。

３ 懇談会には必要に応じて分科会を設置することができる。

（会議）

第４条　座長は、懇談会の議事を整理し、会務を処理し、懇談会を代表する。

２　座長は、必要があると認めるときは、懇談会の構成員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

３　構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。

（議事の公開）

第５条　懇談会は原則として非公開とする。

２　懇談会で使用した資料については、原則として、公開する。また、議事については、要旨を作成し各構成員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、次の場合は除く。

（１）公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。

（２）その他、資料または要旨の全部または一部について、非公開とすることが必要と座長が認めた場合。

（事務局）

第６条　懇談会の運営に関する事務は、日本物流団体連合会、日本ロジスティクスシステム協会、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課、経済産業省商務情報政策局流通政策課物流企画室、国土交通省物流・自動車局物流政策課及び貨物流通事業課において共同で処理する。

（その他）

第７条　本要領に定めるもののほか、懇談会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

「官民物流標準化懇談会」構成員名簿

（五十音順、敬称略）

小川 尚子	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
河田 守弘	一般社団法人日本物流団体連合会 理事長
神林 幸宏	全国農業協同組合連合会 常務理事
材木 和彦	ロジスティード株式会社 業務執行役員 営業開発本部長
齋藤 弘憲	公益社団法人経済同友会 事務局長・代表理事
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
竹添 進二郎	日本通運株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
寺田 大泉	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 専務理事
豊田 浩子	日本商工会議所 国土・社会基盤整備専門委員会 委員長
長尾 裕	ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役会長
中村 広樹	一般社団法人日本倉庫協会 理事長
根本 敏則	敬愛大学情報マネジメント学部 特任教授
野田 耕一	一般財団法人日本規格協会 理事・規格開発本部長
二村 真理子	東京女子大学現代教養学部 教授
松本 秀一	ＳＧホールディングス株式会社 代表取締役社長
馬渡 雅敏	公益社団法人全日本トラック協会 副会長
味水 佑毅	流通経済大学流通情報学部 教授

〈行政〉

井上 博雄	経済産業省 大臣官房商務・サービス審議官
河南 健	農林水産省 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
原田 修吾	国土交通省 大臣官房　総括審議官